

令和7年5月9日

保護者の皆様へ

岩倉市教育委員会

「熱中症**特別**警戒アラート」発表時の対応について

日頃より、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年の異常な暑さを受け、環境省は令和6年4月から、熱中症警戒アラートの一段上の熱中症**特別**警戒アラートを新たに創設し、運用を開始しました。熱中症**特別**警戒アラートが発表される場合は、過去に例のない危険な暑さが予測され、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあるとされています。

本市では、児童生徒の登下校時の安全を最優先に考え、今年度より「熱中症**特別**警戒アラート」が発表された際には、市内の公立小中学校を臨時休校とすることを決定いたしました。

保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

【臨時休校の実施基準】

愛知県に「熱中症**特別**警戒アラート」が発表された場合

【臨時休校の決定とお知らせ】

「熱中症**特別**警戒アラート」は、熱中症の危険性が極めて高くなると予想される日の前日14時に発表されます。環境省が「熱中症**特別**警戒アラート」を発表した場合、原則として翌日を臨時休校とします。

臨時休校の決定は、市のホームページ、学校のメール配信システム（すぐーる）を通じてお知らせします。

【保護者の皆様へのお願い】

- ・休校中は、エアコンの効いた涼しい環境で過ごし、こまめな水分補給を心がけるようご指導ください。
- ・熱中症のリスクが高いため、不要不急の外出や運動は避けるようお願いいたします。
- ・当日は、極端な暑さが予想されるため、お子様の健康管理に十分ご留意ください。
- ・クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の開放については、市の発表をご確認ください。

【放課後児童クラブの対応について】

- ・「熱中症**特別**警戒アラート」が発表された日は通常通り開設します。
- ・発表された翌日は、学校休業日の取扱に準じて開設します。（ただし、通年利用登録者のみの利用となります。）詳しくは、「熱中症**特別**警戒アラート」が発表された際に、メール配信システム（すぐーる）を通じて、放課後児童クラブからお知らせします。